

平成26年4月1日

公益財団法人 日本船員福利厚生基金財団

**「国と特に密接な関係がある」公益財団法人への
該当性について（公表）**

当法人は、国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に事前に政府に届け出を行うことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」に該当しませんので、その旨公表いたします。

【本件連絡先】

電 話 03-3401-1453